

記入例（変更）

様式第7号（第12条関係）

川口市日中一時支援事業者登録変更・中止・廃止届

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

川口市社会福祉事務所長 あて

所在地 川口市青木○ - ○ - ○

申請者 株式会社 ○ ○ ○

代表者名 代表取締役 ○○ ○○

川口市日中一時支援事業の事業者登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり届け出ます。

登録番号	第 ○ ○ 号
登録事業者名	○ ○ ○ ○
変更・中止・廃止の理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所名称変更 令和○年○月○日～ (変更前) 川口△△△ → (変更後) 川口○○○</li><li>・代表者氏名変更 令和○年○月○日～ (変更前) 青木△△ → (変更後) 川口○○</li><li>・法人所在地変更 令和○年○月○日～ (変更前) 川口市赤井△△△ → (変更後) 川口市青木○—○—○</li><li>・事業所所在地変更 令和○年○月○日～ (変更前) 川口市赤井△△△ → (変更後) 川口市青木○—○—○</li></ul>
備考	

※ 審査請求及び取消訴訟について

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求または処分の取り消しの訴えの敵をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表するものは、川口市長です。ただし、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを適することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。